

# 地方自治と良識

降 矢 敏 義

—自治庁行政局行政課長—

方向をたどったといえる。そのたどりついた現在において、地方制度は、漸く安定期に入つたと一般的に認められる。

このような現況にある地方制度にとって最も肝要なことは、制度の運用に完璧を期することである。というのは、地方自治はその日その日の実際のいとなみであるからである。

新憲法は、地方自治の一章を設けて地方自  
治の大綱を示した。これはとりもなおさず、  
地方自治が新憲法を施行し運用してゆく上に  
極めて重要であるということを意味する。地  
方自治は、民主政治の母であるとは、よくい  
われる所以である。そして、新しい理想を掲  
げて地方制度は出発して今日、はや十年を経  
過したのである。この間、間断なくといつて  
過言でないくらいに改正が行われたが、それ  
は民主的な統制のもとに行政の能率化を図る  
主政治の母としての意味がある。地方自治は



地方自治は

民主政治の最良の学校

民主政治の最良の学校、その成功の最良の保証人であるという格言があるが、この格言はなにも抽象的、観念的に正当であり得るはずはない。地方自治のいとなみ、その日々の運営が地方自治の本旨に則り実際に行われるときに、この格言は、自からその正当性を主張するのである。

さて、地方自治の運営が地方自治の本旨に即しているとは、いかなる状態を指すものであろうか。憲法第九十二条に、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基き、法律で定めると規定している。地方制度は、地方自治の本旨に基いて組み立てられる法的な制度なのである。従って、地方自治の運営が地方自治の本旨に即する第一の前提是、法令を遵守することである。地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならないと地方自治法第二条第十四項がうたっているのは、このいわば自明の理を示したにすぎない。民主政治は、法による支配だといわれるが、国民の意思が法令の形において示されるとき、それはなにものにも優先し、何人もこれに拘束される。行政とは法令を遵守することによって国民の意思を国民の

生活の上に実現することに外ならない。地方自治の運営もこの例外ではあり得ない。法令を遵守することが直ちに住民の意思に合致することなのである。しかし、この自明の理が果して十分であろうか。渋谷区長の選任にからむ事件などは法令遵守の理に最大限に違反するものである。公明選挙によって真に住民の信託に基づき選出された議員の間になぜあのような事件がおこるのであらうか、實に了解し難いのである。人あって制度の欠陥を指摘するであろう。しかし、法令を遵守するといふことは、制度の欠陥とは無関係であり、制度の欠陥は、法令の遵守義務を免除するものではない。この意味では、悪法もまた法なのである。

法令を遵守することがなにものにもましてはならないと地方自治法第二条第十四項がうたっているのは、このいわば自明の理を示すが、この遵守するという内容に入つてみると、中々、むずかしいのであり、「法の解釈」という問題があることは否定しない。しかしここでこのような問題に深入りしようとは考えない。むしろ、法の正しい解釈の上に、地方公共団体の組織については、かなり、大巾な自主性が認められている。それだけに

法令を遵守することがなにものにもましてはならないと地方自治法第二条第十四項がうたっているのは、このいわば自明の理を示すが、この遵守するという内容に入つてみると、中々、むずかしいのであり、「法の解釈」という問題があることは否定しない。しかしここでこのような問題に深入りしようとは考えない。むしろ、法の正しい解釈の上に、地方公共団体の組織については、かなり、大巾な自主性が認められている。それだけに

組織の合理化にはとくに留意すべきであつて、最少経費による最大の効果を挙げることのできる組織の確立が要請される。しかして、この方面においては、二十九年の地方財政の危機の時代を楔機とし、また、町村合併の促進によって、全国的に相当の程度まで合理化されたということができるよう。ただ、最近において、世人の注目をひいているこの方面の問題は、ひとり議会側に集中しているような感がある。先ず、議長、副議長の選任問題をめぐるごたごだである。地方自治法によれば、議長及び副議長の任期は議員の任期によるとなっているが、申し合せとかで一年とか二年とかで交代する仕組をとっている地方公共団体が多い。この申し合せそのものがけしからんとか違法とかいう問題ではない。これが良い慣行となり議会が運営されるならば、誰も非難はしない。ところが、この申し合せが仇となり、申し合せを無視する議長を不信任し、これに応じない議長の除名問題をおこしたり、二人議長をまつりあげて住民の間にリコールの運動までおこしている。この事件などは、事実が顕在化しているからまだよいとして、会期のいやに長いのが議長やそ

の他の役員選任に原因しているといわれる例がその跡をたたない。地方自治法は会期の決定、議長その他の役員の選任は、すべて議会の良識において運営されることを期待している。そして、また、事態が紛糾しても議会自身の良識によりすみやかに解決されることを期待しているわけである。ところが、最近では、議長の任期に条例で特例を設けることができるようにせよとか、議長の不信任議決の制度を法定せよという声がある。「良識」に期待することがこの方面においては無理なのであろうか。

第二に、財政面における自主性の確立は、一般に、必ずしも、十分とは認められていない。いわゆる自主財源の充実強化は、今後、ますます促進されなければならない。ところが、この主張をすると、人あって曰く、地方公共団体には無駄があり、あまつさえ、浪費である。実際問題として、地方自治のいとなみはならない、と規定しているが、地方財政運営の基本の根柢に地方公共団体の良識が存在すべきものであることを前提としているのである。実際にこの方面にもっと良識を生かして貢献したいと願うや切なるものがある。そして税金の効率的な使用により、行政の水準を高めるなり、或いは負担を減らすなり、とにかくどのような形においてしろ税金の負担を住民に還元することができるよう一層の工夫と

ある。組織の合理化を図ること、内部管理事務（例えば、会計、人事、文書等の事務）の能率化を図ることは勿論、給与にしろ、報酬にしろ、契約の方法にしろ、財産の管理にしろ、一つとして、経費の効率化を無関係ではなく、この方面においては、殆んど地方公共団体の自主性に委せられていることを深く知るべきであり、それだけに良識に期待するや大きいわけである。地方財政法第二条は、地方財政運営の基本として、地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも國の政策に反し、又は國の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼす施策を行ってはならない、と規定しているが、地方財政運営の基本の根柢に地方公共団体の良識が存在すべきものであることを前提としているのである。実際にこの方面においてしろ税金の負担を減らすなり、或いは負担を減らすなり、とにかくどのような形においてしろ税金の負担を住民に還元することができるよう一層の工夫と努力を切望する。最近、某区において区営自

自動車練習所の落成四周年記念に際し、特に区議会議員全員に一万五千円程度の仕立券付洋服地を配付したというが（朝日三二・一〇・六）、事実とすれば、どういう意味か知りたいと思う。良識による運営から相当の距離があることだけは間違いない。

第三に、地方公共団体には、法令に違反しない範囲内で、相当中のある自主立法権が認められている。条例及び規則がこれである。これは、いわば、地方公共団体の法律であり、国の法令に対して副法律といっててもよい。しかも、最近の法律で地方公共団体の条例によつて細部を規定するよう規定するものが多くなりつゝある。しかし、ここでは、条例の一般的な重要性を論じようとは思わない。いわゆる行政事務に関する条例の立案をめぐつて問題となつた事件を紹介して、立法作用における良識にふれよう。群馬県は、谷川岳の遭難があまりに多く地元の出費もかさむので、沢登りを禁止しようとする条例案の作成にかかつたが、これに対する自治庁の見解は、「危険防止のため例え落石、雪崩地帯等への立入を臨時に禁止する等最小必要限度の制限を加えることは法律上必ずしも不可能

ではないが、遭難事故を防止するためとはいひながら設問の如く一般的に登山を禁止することについてはその適法性について疑問がある」であった。違法、適法の論議の前に、遭難防止のために考究すべき問題はあるはしないか。条例による禁止措置は、最後の手段である。特に、スポーツとしての登山という対象については、更にこの観点からも考究すべきものがあろう。また、条例についてもう一つの例をあげよう。地方公共団体の議決を経るべき重要な契約は、条例で定めることになつてゐるが（地方自治法第九十六条第一項第九号）、この条例で、契約はすべて議決を得べしとした例がある。形式的には違法であるとはいひがたい。しかし、この条例は、この立法の意味の存するところからは大分はなれてゐるし、また、執行機関と議決機関の眞の関連に対する無理解からいでのとしかうけとれない。良識が曇つた一つの場合である。

× × ×  
地方自治の運営は、法令の外に、良識に基づかなければならぬ。良識とは、住民の声である。それは世論といつてもよい。ただ、問

△△△  
△△△

題は、住民の声や世論をどうして把握するかにある。比較的に小さい地方公共団体においては理事者や議員の活動によつても把握され易いが、規模が大きくなるにつれて、ともすれば圧力団体の声が大きくなりびき、声なき住民の声はとざされ易いのである。この難しい問題に直面して住民との声を正しく把握すること、それが自分自身の良心そのものであると考える。そして、その良心はジーメス・ブライスのいう「大国民に欠くべからざる教育の第一課を終了した者」、すなわち、「村の問題について公共的精神をもち、公明である問題について公共的精神をもち、公明であり、積極的であることを学んだ者」にのみ期待できるものなのである。